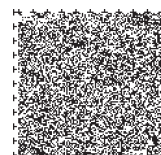


芦屋市 第4期障害福祉計画

概要版



平成27年3月
芦屋市



計画の策定に当たって

●計画策定の趣旨



本市における障がいのある人の施策全般の方向性については、障害者基本法に基づく芦屋市障害者（児）福祉計画を策定しており、本計画はその中の障がい福祉サービス等に係る計画となります。したがって、本計画の理念や基本的な方向性は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に基づくとともに、芦屋市障害者（児）福祉計画にも基づくものとなります。

また、平成 26 年 1 月には、国連総会で平成 18 年に採択された「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）に我が国が批准しました。これらの制度面における変更、また、障がいのある人本人や家族など支援者の高齢化、障がいの重度化・重複化など本市における障がいのある人を取り巻く状況を踏まえ、適切に対応していく必要があります。

そこで、芦屋市障害者（児）福祉計画と調和を保ちながら、障がいのある人のニーズ等を踏まえつつ、これからの本市における障がいのある人への支援、その目標も含めた基盤整備の方向を定めるものとして、「芦屋市第 4 期障害福祉計画」を策定します。

●計画の期間



この計画の期間は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間とします。

ただし、社会情勢の変化や法制度の改正、第 4 次芦屋市総合計画など関連計画の見直しが行われ、計画内容に変更の必要性が生じた場合は、計画期間中であっても適宜、必要な見直しを行うものとします。

平成 27 年度

平成 28 年度

平成 29 年度

平成 30 年度

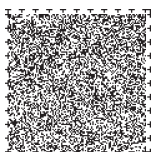
平成 31 年度

平成 32 年度

芦屋市障害者（児）福祉計画 第 6 次中期計画

第 4 期障害福祉計画

次期障害福祉計画



計画の基本方向

●計画の位置付け



この計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものです。なお、障がいのある人の福祉全般に関わる計画として、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」である「芦屋市障害者（児）福祉計画」を策定しており、本計画はそのうち、障がいのある人の地域移行、一般就労等に係る目標及び障がい福祉サービス等の見込みに関する事項を定める計画です。したがって、本計画の推進における理念や基本的な方針等は「芦屋市障害者（児）福祉計画」に基づきます。

●平成29年度(本計画の最終年度)に向けた目標値の設定



施設入所者の地域生活への移行

平成25年度末時点の施設入所者数から平成29年度末までに、地域移行者数を9人(基準人数72人の12%)とし、施設入所者数が6人(基準人数72人の8%)減少することを目標値として設定します。

平成29年度末の数値目標

- ◆施設入所者数72人のうち、地域生活へ移行する人数 → 9人
- ◆施設入所者数 → 66人

障がいのある人の地域生活支援

今期計画より新たに成果目標として位置付けられ、平成29年度末までに1か所の整備を行うものとします。

平成29年度末の数値目標

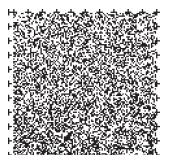
- ◆地域生活支援拠点等整備数 → 1か所

福祉施設から一般就労への移行

平成29年度の一般就労への移行実績12人、平成29年度末の就労移行支援利用者数13人を目標値として設定します。

平成29年度末の数値目標

- ◆福祉施設の利用者から一般就労に移行する人数 → 12人
- ◆就労移行支援利用者数 → 13人

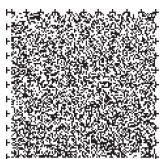


障がい福祉サービス等の見込量の設定

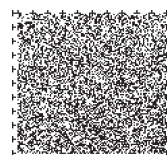
法定サービス

※見込量は1か月分です。

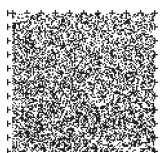
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	サービスの内容
訪問系	居宅介護 (ホームヘルプ)	3,266時間	3,584時間	3,691時間	入浴、排せつ、食事等の介護など居宅での生活全般にわたる援助を行います。
	重度訪問介護				重度の肢体不自由等、常に介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事などの介護、外出時における移動中の介護を総合的に行います。
	同行援護				視覚障がいにより、移動が困難な人に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。
	行動援護				知的障がいや精神障がいにより、行動に著しい困難を有する人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の支援を行います。
	重度障害者等 包括支援				介護の必要度が高い人に対して、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。
日中活動系	生活介護	2,966人日	2,987人日	3,008人日	常に介護を必要とする人に、主に日中、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	自立訓練 (機能訓練)	51人日	51人日	51人日	身体障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、支援計画に基づき、身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練などの支援を一定期間行います。
	自立訓練 (生活訓練)	127人日	127人日	127人日	知的障がい又は精神障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、支援計画に基づき、日常生活能力の向上に必要な訓練などの支援を一定期間行います。
	就労移行支援	193人日	193人日	209人日	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、適性に合った職場への就労・定着を図るなどの支援を行います。
	就労継続支援 (A型)	568人日	627人日	666人日	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (B型)	1,506人日	1,658人日	1,811人日	一般企業等での就労が困難な人、一定の年齢に達している人などに対し、一定の賃金水準のもとで就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上・維持を図るなどの支援を行います。
	療養介護	5人	5人	5人	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	短期入所 (ショートステイ)	223人日	236人日	243人日	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、障がい者支援施設等において、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。



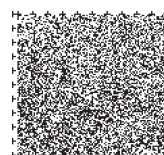
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	サービスの内容
居住系	共同生活援助 (グループホーム)	39人	43人	47人	共同生活を営む住居で、主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介護などの支援、相談その他の日常生活上の援助を行います。
	施設入所支援	68人	67人	66人	障がい者支援施設に入所する人に、主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
計画相談支援等	計画相談支援	197人	267人	339人	障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある人を対象に、サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定前後の連絡調整及び「サービス等利用計画」の作成を行うとともに、作成された「サービス等利用計画」が適切かどうか定期的なモニタリングを行います。
	地域移行支援	3人	6人	9人	障がい者支援施設等に入所している人や精神科病院に入院している人を対象に、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障がい福祉サービスの体験的な利用支援など、施設・病院から退所・退院して地域生活に円滑に移行できるように支援を行います。
	地域定着支援	1人	2人	2人	障がい者支援施設等や精神科病院から退所・退院した人や、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人などを対象に、地域生活が継続できるように常時の相談や緊急時の訪問などの支援を行います。
障がい児通所サービス	障害児相談支援	35人	26人	28人	障がい児が児童発達支援、放課後等デイサービス等を利用する際に、障害児支援利用計画を作成し、サービス利用後に一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。
	児童発達支援	399人日	442人日	496人日	日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う障がい児の通所施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。
	医療型児童発達支援	0人日	0人日	0人日	
	放課後等デイサービス	286人日	306人日	326人日	学校通学中の障がい児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立促進、放課後等の居場所づくりを行うサービスです。
	保育所等訪問支援	0人日	0人日	0人日	児童指導員や保育士が保育所等を訪問し、障がい児や保育所職員等に対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行うサービスです。



必須事業		平成27年度	平成28年度	平成29年度	サービスの内容	
相談支援事業	相談支援	障がい者相談支援事業	4箇所	4箇所	4箇所	障がいのある人や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止や、その早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。
		自立支援協議会	実施	実施	実施	
		基幹相談支援センター	設置	設置	設置	
	基幹相談支援センター等機能強化事業	1箇所	1箇所	1箇所		
成年後見制度利用支援事業		3件	4件	5件	親族がいない等により本人による成年後見制度の申立てが困難な障がいのある人に、市が代わって成年後見審判の申立てを行います。また、費用の補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な人に、成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。	
意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業	1人	1人	1人	聴覚、音声言語機能、視覚等の障がいのある人に対して、手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣、手話通訳者の設置等により、意思疎通の仲介等の支援を行います。	
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	204回	210回	216回		
日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具	4件	4件	5件	障がいのある人の日常生活上の便宜を図るための用具について、給付又は修理を行います。	
	自立生活支援用具	25件	31件	37件		
	在宅療養等支援用具	16件	18件	20件		
	情報・意思疎通支援用具	20件	20件	20件		
	排泄管理支援用具	1,065件	1,070件	1,075件		
	住宅改修費	2件	2件	2件		
手話奉仕員養成研修事業		15人		15人	聴覚に障がいのある人等との交流活動を促進するため、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。	
移動支援事業		42,113時間 118人	47,672時間 123人	53,965時間 128人	屋外の移動が困難な障がいのある人等に対して、社会参加を促進するため、外出のための支援を行います。	
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターⅠ型	1箇所	1箇所	1箇所	地域活動支援センターにおいて、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行います。	
	地域活動支援センターⅡ型	1箇所	1箇所	1箇所		
	地域活動支援センターⅢ型	3箇所	3箇所	3箇所		



任意事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度	サービスの内容
訪問入浴サービス事業	83回	105回	127回	地域における重度障がいのある人の生活を支援するため、入浴サービスを提供し、重度障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
更生訓練費給付事業	5人	5人	5人	就労移行支援事業や自立訓練事業等を利用している方の社会復帰を促進するため、一定の要件を満たす場合に更生訓練費を支給します。
自動車運転免許取得費助成事業	1人	2人	2人	障がいのある人の就労と行動範囲の拡大等により、生活の向上を図るため、自動車の運転免許を取得するために要した費用の一部を助成します。
自動車改造費助成事業	2人	2人	2人	就労等に伴い自動車を取得し、その自動車を改造する必要がある場合、その改造費の一部を助成します。
日中一時支援事業	2,878回	3,012回	3,146回	家庭の事情により、家族の支援が受けられないときや一時的な休息を目的に、知的障がいのある人の活動の場を社会福祉施設等で提供する事業です。
	86	90	94	
生活訓練等事業	1,687回	1,735回	1,783回	障がいのある人や児童の生活の質的向上を図るため、日常生活上必要な訓練や指導等を行います。
	175人	176人	177人	



【芦屋市民憲章】

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- 一、わたくしたち芦屋市民は、文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- 一、わたくしたち芦屋市民は、自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 一、わたくしたち芦屋市民は、青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- 一、わたくしたち芦屋市民は、健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち芦屋市民は、災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

芦屋市第4期障害福祉計画

概要版

発行年月：平成27年3月

発行：芦屋市

編集：芦屋市福祉部障害福祉課

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号

TEL:(0797)38-2043 FAX:(0797)38-2178

ホームページ <http://www.city.ashiya.lg.jp/>

